

○ 経済産業省
環 境 省 令 第 一 号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第七条第一項第一号イ(4)の規定に基づき、及び同令を実施するため、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十一日

経済産業大臣 赤澤 亮正

環境大臣 石原 宏高

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省

令

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年 経済産業省 令 環境省 令）

第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

	改 正 前	改 正 前
	改 正 後	改 正 後
（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）	（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）	（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）
第二条　（略）	第二条　（略）	第二条　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）	2～5　（略）
6　令第七条第一項第一号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める熱は、次の各号に掲げる熱とし、同号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる熱の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 一　（略）	6　令第七条第一項第一号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める熱は、次の各号に掲げる熱とし、同号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる熱の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 一　（略）	6　令第七条第一項第一号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める熱は、次の各号に掲げる熱とし、同号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる熱の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 一　（略）
二　蒸気（前号に掲げるものを除き、廃棄物の焼却に係る廃熱を回収したものに限る。）並びに温水及び冷水（廃棄物の焼却に係る廃熱を回収したものに限る。）○	二　蒸気（前号に掲げるものを除く。）並びに温水及び冷水（前号に掲げるものを除く。）○	二　蒸気（前号に掲げるものを除く。）温水及び冷水　次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める係数
三　蒸気（前二号に掲げるものを除く。）並びに温水及び冷水（前号に掲げるものを除く。）次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める係数		

イヽハ （略）

7 環境大臣及び経済産業大臣は、第三項第一号、第五項第一号及び前項第三号イの係数を公表するに当たっては、当該係数及びこれを求めるために必要となつた情報を収集し、その内容を確認するものとする。

（実測等に基づく係数を用いた算定等）

第十一條 特定排出者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、第二条から第八条の二まで（第二条第三項、第五項及び第六項第三号を除く。以下この条において同じ。）に定める係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるとときは、第二条から第八条の二までの規定にかかわらず、第二条から第八条の二までに定める係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

イヽハ （略）

7 環境大臣及び経済産業大臣は、第三項第一号、第五項第一号及び第六項第二号イの係数を公表するに当たっては、当該係数及びこれを求めるために必要となつた情報を収集し、その内容を確認するものとする。

（実測等に基づく係数を用いた算定等）

第十一條 特定排出者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、第二条から第八条の二まで（第二条第三項、第五項及び第六項第二号を除く。以下この条において同じ。）に定める係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるとときは、第二条から第八条の二までの規定にかかわらず、第二条から第八条の二までに定める係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

（経過措置）

2 この省令による改正後の規定は、令和八年度以降の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百一十七号）第二十六条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量の算定について適用する。